

出張 相談

平成30年
1月25日(木)
13:30 ~
16:30

中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか？

悩める経営者の
チカラになります！



京都下労働基準監督署において

〒600-8007 京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町 60 日本生命四条ビル 5階
(四条烏丸交差点から東へ3分、四条通り面す北側)

出張相談窓口を開設します。

【お問い合わせ先】

京都府最低賃金総合相談支援センター

電話：0120-420-825 (フリーダイヤル)

受託団体名 京都府中小企業団体中央会 〒615 0042 京都市右京区西院東中水町 17 番地 京都府中小企業会館 4階
ホームページ：<http://www.chuokai-kyoto.or.jp/>



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業 (都道府県労働局委託事業)

最低賃金ワンストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワンストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定など）の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度のご案内

社会保険労務士や

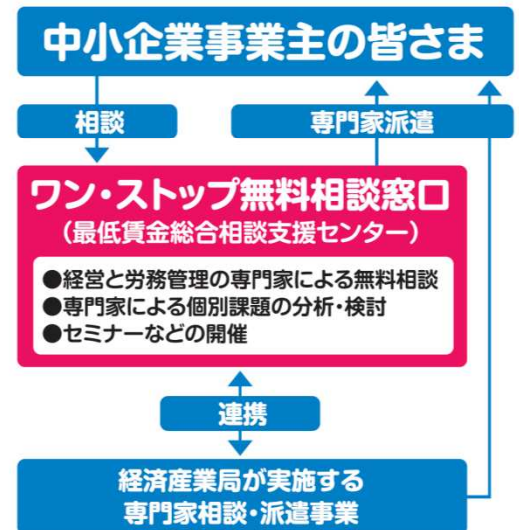
経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。



中小企業専門家派遣・相談等支援事業



最低賃金ワンストップ無料相談窓口はこちら

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にご相談下さい。

各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び電話番号は、厚生労働省ホームページで確認できます。

※厚生労働省ホームページの検索画面又は検索エンジンから「最低賃金総合相談支援センター」で検索してください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/shienjigyoku/04_2.html

本事業に関するお問い合わせ先

各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

最低賃金に関するお問い合わせ先

各都道府県労働局労働基準部賃金課（室）